

つがる市の高齢者福祉サービス

高齢者と介護者のみなさまを支援するサービスです。
どうぞご相談・ご利用ください。



NO.1

事業名	事業の概要	要件（年齢・家族構成・課税状況など）	回数・料金・注意事項など
高齢者相談	介護や健康などに関するご相談をお伺いします。	65歳以上の方の相談	【料金】無料
高齢者の生きがいと健康づくり事業（趣味講座）	いつまでも生きがいを持って生活していくために、「生け花」「着物の着付け」「陶芸」「書道」の教室を開催しています。	60歳以上の方 	【料金】受講料は無料 ・生け花は、お花代として700～1,000円程度自己負担 ・陶芸は、粘土代として500円からで、作品の粘土使用量により異なります。
緊急通報装置等(福祉安心電話)貸与事業 	安心して在宅生活ができるよう、緊急時の通報や対応のための緊急通報装置を貸与します。	65歳以上の1人暮らしの方や高齢者のみ非課税世帯。 1人暮らしの重度身体障がい者などの市民税非課税世帯。	【料金】無料 【注意】固定電話の配線を利用しますので、一般の通話料は実費負担になります
配食サービス事業	高齢者の自宅を訪問して、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、訪問時に安否確認を行います。	65歳以上の1人暮らしの方や高齢者のみ世帯及び障がい者などこれらに準ずる世帯で、調理が困難で日常生活上の援助が必要な方	【回数】週3回まで 【料金】1回300円 
短期入所事業（ショートステイ）	一時的に在宅生活が不可能な場合に老人ホームの空きベッドを利用して、介護の支援を行います。	要介護認定を受けておらず、病気やケガなどで一時的に在宅生活が不可能になった方	【日数】7日間以内 【料金】1日2,000円
外出支援サービス事業	移送用車両等により利用者の居宅と医療機関の間を送迎します。	介護保険サービスや一般交通機関の利用で外出が困難な方（車いす・ストレッチャー使用者） 	【回数】月2回 【料金】無料 【注意】・定期的な通院での利用はできません。 ・医療機関内の移動や診察に付き添うものではありません。
寝具乾燥消毒サービス事業	寝具類を干す・洗濯することが困難な方に衛生を保つため、高齢者の寝具類を水洗い及び乾燥消毒します。	寝具の衛生管理が困難な下記の方 寝たきりの高齢者、重度身体障がい者等	【回数】月1回 【料金】布団1組1回 水洗い1,000円、乾燥消毒300円
軽度生活援助事業（除雪支援） 	自宅玄関から公道までの安全路を確保するため除雪します。	65歳以上の1人暮らしや高齢者のみ世帯で、独力で除雪する事が困難な方	【回数】冬期間20回まで 【料金】1時間500円

事業名	事業の概要	要件（年齢・家族構成・課税状況など）	回数・料金・注意事項など
介護用品支給事業 	介護で使用する衛生用品を支給し、在宅生活の支援を行う。	65歳以上の要介護度4・5で非課税世帯の方が在宅で介護している方	【支給用品】紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、口腔ケア用綿棒、とろみ剤 【年額】1人70,000円まで 【料金】無料
家族介護者リフレッシュ事業	65歳以上の寝たきり状態の方を介護しているご家族が日頃の介護から解放されてリフレッシュすることを目的とした事業です。	65歳以上の要介護度4・5で寝たきり状態の方を介護しているご家族	【料金】無料 【内容】委託している事業所による 【委託先・問合せ】 ※つがる市社会福祉協議会（電話0173-42-4660） ※特別養護老人ホーム桑寿園（電話0173-25-2115）
家族介護慰労金支給事業	在宅で高齢者を介護している家族に対して慰労金を支給します。	介護サービスを1年間利用していない、65歳以上の要介護度4・5で、寝たきりの非課税世帯の方を介護している方	【支給額】年額100,000円 【注意】・申請日から過去1年間介護保険サービスを利用していないこと ・3カ月未満の入院は対象になります 【問合せ】つがる市介護課（電話0173-42-2111）

※申請はご本人または代理人もできます。

※お問合せ先；つがる市地域包括支援センター（電話0173-69-7117）、木造在宅介護支援センター（電話0173-42-4620）、在宅介護支援センター柏風園（電話0173-49-5012）、森田在宅介護支援センター（電話0173-49-7005）、柏在宅介護支援センター（電話0173-25-2115 桑寿園内）、稲垣在宅介護支援センター（電話0173-46-2902）、車力在宅介護支援センター（電話0173-56-3051）

特定の高齢者の住まいを確保する制度です。



事業名	事業の概要	入所・入居の要件（年齢・家族構成・課税状況など）	料金・期間など
養護老人ホームへの入所	環境や経済的事情などの理由から在宅で養護受けることが困難な方を入所させ養護します。	65歳以上で、家族や家屋などの環境上および経済的な問題から、現状での生活を継続することが困難な方で、日常生活は自立しており、集団生活が可能な方。さらに、本人に入所の意思があり、感染症などの疾患が無い方に限られます。 【課税状況】生計中心者に市・県民税の所得割が課税されていない世帯、生活保護世帯	【入所判定】高齢者サービス調整会議で決定します 【料金】前年の収入に応じて、本人および扶養義務者に階層区分ごとに利用料の徴収があります
生活支援ハウスへの入所	高齢のため居宅において生活することに不安のある方に対し、一定期間住居を提供します。	60歳以上の1人暮らしや高齢者夫婦のみ世帯で、家族の援助を受けることが困難で独立した生活に不安がある方。ただし、自力で身の回りのことができる方に限られます。	【料金】前年の収入に応じて、居住部門利用料（月額）が負担基準表で決定されます。 【電気水道料】利用した部屋の使用分が実費負担になります 【利用期間】6カ月間

※お問合せ先；つがる市介護課 電話0173-42-2111